

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準

(昭和六十一年八月四日)
総局告示第十七号)

改正 (平成九年十二月二十日 総局告示第三十六号)
(平成二十年五月二十八日 総局告示第十九号)
(平成二十六年二月一日 総局告示第六号)

(趣旨)

第一条 この基準は、寺院規程（昭和二十七年宗則第十五号）第三十条第二項に定める「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについては、同朋教団の本旨に反しないよう、その取扱いについての基準を定めるものとする。」の条項の趣旨に従い、宗門に属するすべての寺院その他これに準ずる団体において備付けられている過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについての細則を定めるものとする。

(過去帳等)

第二条 過去帳又はこれに類する帳簿（以下「過去帳等」という。）は、所属する僧侶、寺族、門徒その他の信者について故人の法名その他宗教上の記録を記載するものとする。

2 過去帳等の記載には、同朋教団の本旨に反して差別を生み出すことがないように、十分な配慮をしなければならない。

(取扱責任者)

第三条 過去帳等の取扱責任者は、宗門に属する寺院その他これに準ずる団体の住職又は代表者とする。

(過去帳の記載事項)

第四条 過去帳に記載すべき事項は、次の各号に掲げるところに限る。

- 一 法名
- 二 俗名
- 三 死亡年月日
- 四 性別
- 五 年齢
- 六 施主（喪主）との続柄
- 七 施主（喪主）の現住所

(過去帳等への記載禁止事項)

第五条 過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、その門地、本籍地、出生の別、国籍、死因等については、一切これを記載してはならない。

(閲覧禁止)

第六条 第三条の規定による取扱責任者は、過去帳等を厳重に管理し、その閲覧を許してはならない。

(過去帳等の書き換え)

第七条 過去帳等の既記載事項のうちで、基本的人権を侵害するとみなされる事項については、第四条の規定による必要事項のみを記載するよう全面的に書き換えを行うものとする。一部事項の抹消、訂正などによって、従前の記載事項を推測されるようなことをしてはならない。

(必要措置)

第八条 総局は、過去帳等の取扱いについて、必要がある場合には、社会部＜人権問題担当＞を通じて取扱責任者に対して必要な措置を行わせることができる。